

仕 様 書

1 件名

令和8年度「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」に係るオンラインプロモーション業務委託

2 目的

東京都は、別紙1「東京と各地方の連携によるインバウンド誘客促進事業」（以下「各連携事業」という。）のとおり、日本のゲートウェイである東京が各地方と連携して、東京を起点として日本各地を周遊する観光ルートを軸としたプロモーションを展開することで、東京都と日本各地双方の強みを生かして新たな魅力を海外に広く発信し、連携地方の海外における認知度の向上と外国人旅行者の誘致を促進している。

本事業では、欧米豪の各国から東京及び連携する各地方への訪問を促すため、各連携事業のWebサイト（以下「各地方サイト」という。）及び全国各地の情報をまとめたプラットフォームサイト（以下「地方連携サイト」という。）への誘引を図るオンライン広告を実施する。また、各連携地方の魅力の訴求・認知拡大を目的として、海外の有力メディアに記事広告を出稿する。さらに、訪都外国人旅行者に対する各連携地方の認知拡大・送客促進を図るため、ジオターゲティング広告及び記事広告を実施する。

3 契約期間

令和8年4月17日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

5 全体運営

（1）全般について

- ・連携先地方：東北、中国・四国、九州、北陸、東海、関西、北関東の7地方
※連携している地方自治体及び民間企業等は別紙1のとおり
- ・実施概要：オンライン広告、記事広告及びジオターゲティング広告
※詳細は「6 委託業務」のとおり
- ・使用言語：配信対象国に適した言語

（2）実施体制等について

- ・TCVB及び自治体と緊密に連携して事業全体を運営すること。
- ・本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- ・受託決定後、各事業の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を速やかに作成し、TCVBの承認を得ること。
- ・業務の詳細について、進捗状況を綿密にTCVBに報告しながら進行すること。
- ・東京都及び各連携地方に対する外国人個人旅行者の認知度及び来訪割合等、インバウンドの現況を十分に踏まえた上で事業を遂行すること。
- ・事業の実施に当たっては、東京及び連携地方双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ運営すること。
- ・各連携先における実施内容に偏りが生じないよう留意すること。特に広告投下経費は同一地方内の各自治体間で同額とし、掲出予定期間内で未消化にならない運用を工夫する

こと。

- ・持続可能な観光の在り方を念頭に置いて実施すること。
- ・各連携事業の Web サイト運営事業者等と必要な調整・連携を行うこと。
- ・広告配信用のクリエイティブ及び記事テキスト等、各施策に必要な素材は委託料内において受託者自身が収集すること。各自治体、掲載施設等、事業実施に際して必要となる連絡先への確認・連絡・調整を行うこと。
- ・写真利用にあたり、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含めること。
- ・各広告媒体掲出先のポリシーや規定等に適した対応を行うこと。また、媒体のガイドラインの更新等、最新情報を収集し、TCVB に適切に共有すること。
- ・各言語でキャッチコピー等を作成する際は、原則として、十分なスキルのあるネイティブのコピーライターを起用すること。困難な場合は、複数人による翻訳のネイティブチェックを行い、ネガティブに受け止められる表現にならないよう細心の注意を払うこと。
- ・業務の詳細について、月 1 回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- ・各業務実施完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

6 委託業務

(1) オンライン広告

以下の 7 つの各地方サイト及び地方連携サイトを誘導先としたオンライン広告を実施すること。具体的な誘導先及び広告手法は、ア～イのとおり。

なお、広告配信に際して、令和 9 年 2 月末までの配信完了を目途として、各地方あるいは対象市場ごとに最適な掲出時期を設定すること。また、サイト流入後のエンゲージメント向上に寄与する、効果的な媒体選定、ターゲット設定及び配信期間とすること。

① 既存の 6 つの各地方サイト：東北、中国・四国、九州、北陸、東海、関西地方

「TOHOKU x TOKYO」 <https://www.tohokuandtokyo.org/>

「CHUGOKU+SHIKOKU x TOKYO」 <https://www.chushikokuandtokyo.org/>

「KYUSHU x TOKYO」 <https://www.kyushuandtokyo.org/>

「HOKURIKU x TOKYO」 <https://www.hokurikuandtokyo.org/>

「TOKAI x TOKYO」: <https://www.tokaiandtokyo.org/>

「KANSAI x TOKYO」: <https://www.kansaiandtokyo.org/>

② 令和 8 年度新規制作予定の 1 つの地方サイト：北関東地方

「KITAKANTO×TOKYO（仮称）」：連携先は北関東 3 県と交通事業者を想定

③ 地方連携サイト

「Tourism of ALL JAPAN×TOKYO」 <https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/>
(日本語及び英語)

ア バナー広告

(ア) 既存ルートページ

上記①のうち、東北、九州、中国・四国、北陸、東海及び関西の各地方サイト内に掲載中のルートページに誘導する広告配信

- ・誘導先として設定するルートページ：
26 本（1 自治体 1 本。各自治体と調整の上で決定。）
- ・広告デザイン：東京と各自治体双方の魅力を訴求できるデザインとすること。A/B テストができるよう複数バナーデザイン及び広告文を用意し、クリ

エイティブの摩耗を鑑みて期の途中で切り替えを行うこと。

- ・ターゲット層及び市場：別紙2「各自治体の対象市場一覧」の各自治体第1希望の対象国における訪日・訪都旅行検討層

(イ) 新規で作成するルートページに誘導する広告配信

- ・誘導先として設定するルートページ
 - a. 上記①の既存の6つの各地方サイト内に新規で作成する招聘ルートページ6本(12月頃掲出予定)
 - b. 上記②の新規作成予定の1つの各地方サイトに掲載する招聘ルートページ1本(12月頃掲出予定)
 - c. 上記①のうち、東海、関西、北関東で連携する自治体の推薦により新規で作成するルートページ10本(10月～12月頃掲出予定)
- ・広告デザイン：東京と各地方双方の魅力を訴求できるデザインとすること。

※上記a、bは1地方2自治体程度を周遊するルートとなる想定

- ・ターゲット層及び市場：米・英・豪・仏のうち、各自治体と調整の上で決定

(ウ) 地方連携サイトに誘導する広告配信

- ・誘導先：上記③の地方連携サイト内において、ターゲットの設定に適したページを選定して配信すること。
- ・バナー広告デザイン：上記の誘導先のページに適したデザインとすること。A/Bテストができるよう複数バナーデザイン及び広告文を用意し、クリエイティブの摩耗を鑑みて期の途中で切り替えを行うこと。
- ・ターゲット層及び市場：欧米豪及び日本

イ 各地方サイトトップページ又は各自治体ページに誘導する広告配信

- ・誘導先：

(ア) 各地方サイトトップページ

東北、中国・四国、九州、北陸の各地方サイトトップページ

(イ) 自治体別ページ

東海、関西、北関東の各自治体ページ。

北関東は、サイト作成後より誘導を行う。(9月頃掲出予定。)

- ・ターゲット層：欧米豪を中心として本事業目的を踏まえたターゲットを設定すること。
- ・広告配信方法：Instagram等のSNS広告(静止画又は動画等)や、東京と各地方双方の魅力を訴求できるデザインのバナーの作成など、ターゲット層に対して、効果的に東京と各地方の魅力を訴求、旅行への意欲を喚起する広告配信を行うこと。使用可能な動画については、別紙3「素材リスト(令和4年度制作30秒動画)」を参照のこと。なお、令和8年度に制作する動画(東海、関西、北関東地方各1本合計3本)については11月頃完成見込み。
- ・広告デザイン：上記の誘導先のページに適したデザインとすること。A/Bテストができるよう複数バナーデザイン及び広告文を用意し、クリエイティブの摩耗を鑑みて期の途中で切り替えを行うこと。

(2) 海外の有力媒体における記事広告

欧米豪において、観光PRに適した有力な媒体で記事広告を作成・掲出すること。紙媒体、オンライン、テレビ等、本事業目的を踏まえて地方への周遊が期待できる読者層の最適な媒体及び掲出方法を選定すること。令和7年度制作と重複感のない内容、テーマを企画すること。

- ・記事内容：東京と7つの各連携先地方との周遊をテーマとすること。

7 地方全て同一の媒体への掲出を前提とした構成とすること。

出稿ボリュームは各地方それぞれ同等程度とすること。

各地方記事において、別紙 1 の各自治体及び交通事業者を個別にとりあげる
こととし、それぞれの露出についてもバランスを図ること。

- ・ターゲット層及び市場：欧米豪の訪日関心層
- ・バナー制作：記事広告掲出後 6（1）①②の各地方サイトに当該記事へのリンクバナー
掲載に当たり、バナーデータをデザイン・制作して納品すること。

＜参考＞令和 7 年度制作

<https://sponsorcontent.wbd.com/tokyo-to-japan-just-a-trip-away>

（3）訪都外国人旅行者に対するジオターゲティング広告

ア 東京都内を旅行中の外国人旅行者に対して、連携先地方の認知向上を図るため、位置情
報を活用した広告を配信すること。連携する自治体へどれぐらい移動したか訪問計測が
できる手法、媒体を選定すること。

イ 実施にあたり、各自治体との調整や内容の確認等を行うこと。

- ・誘導先：25 の連携先自治体のオウンドメディア ※対象自治体は別紙 4 「自治体別
プロモーション実施内容一覧」参照のこと。
（1 自治体 1 Web サイト。TCVB が指定する。）
- ・ターゲット層：欧米豪を主とした訪都外国人旅行者（英語を使用する外国人）
- ・発信内容：ターゲット層に対して、上記オウンドメディアに効果的に誘導できるデザ
イン及び内容を工夫すること。
- ・位置情報測定における設定言語：英語を想定。ターゲット層に対して効果的な言語の
提案も可とする。
- ・広告表示回数：1 自治体あたり 4 万インプレッション以上が望ましい。各自治体が来
訪計測できる適正広告表示回数を設定すること。
- ・広告配信場所：23 区内の外国人旅行者がよく訪れる施設周辺等を選定し、効果的に配
信すること。

（4）訪都外国人旅行者に対する記事広告の掲出

訪都外国人旅行者の閲覧頻度の高い紙媒体に記事広告を掲載すること。実施にあたり、
各自治体との調整や内容の確認等を行うこと。

- ・ターゲット層：欧米豪を主とした訪都外国人旅行者
- ・配布場所：宿泊施設、飲食店、空港等ターゲット層の閲覧頻度の高い場所。訪都外国
人旅行者に訴求するのに適切な場所を設定すること。
- ・媒体：英文の主要な新聞・雑誌媒体を想定。配布状況等を踏まえて選定すること。カ
ラー（4 色）刷りが望ましい。
- ・配布部数：各地方 3 万部以上
- ・発信内容：東京と 5 つの各連携先地方（中四国、北陸、東海、関西、北関東）との周
遊をテーマとすること。
※対象自治体は別紙 4 「自治体別プロモーション実施内容一覧」参照のこ
と
5 地方全て同一の媒体への掲出を前提とした構成とすること。
必要に応じて、地方ごとに発行を分けることも可とする。
- ・掲載内容：以下の内容を含むものとする。
 - ・観光スポットなどの情報
 - ・東京から各自治体へのアクセス情報

- ・別紙 1 に記載の交通事業者のお得なパス等の紹介
- ・連携先自治体や交通事業者のオウンドメディアの二次元コードや URL
- ・その他：誌面において、発信内容に応じて十分な掲載スペースを確保すること。
紙媒体における掲出に加えて、オンラインメディアにも掲載される場合は、各地方サイトにおいて当該記事へのリンクバナーを掲出するため、バナーデータを作成すること。

(5) 効果測定、分析、報告及び改善策の実施

ア オンライン広告及びジオターゲティング広告

広告の PV 数、誘導先ページへのアクセス数（クリック数）、誘導先ページの閲覧（滞在）時間等の適切な KPI を設定し、毎月達成状況を報告するとともに、分析及び配信方法の最適化を行うこと。

イ 海外メディアへの記事広告

記事広告の PV 数、閲覧（滞在）時間等の適切な KPI を設定し、KPI の達成状況を毎月報告するとともに、分析及び可能な範囲で改善を図ること。

ウ 訪都外国人旅行者に対する記事広告

紙媒体の発行部数及び配布部数、オンラインメディアにも掲載する場合は PV 数、広告を実施する場合は表示回数、誘導先ページへのアクセス数（クリック数）及び閲覧（滞在）時間等の適切な KPI を設定し、KPI の達成状況を毎月報告するとともに、分析及び可能な範囲で改善を図ること。また、読者の感想や意見を収集し報告すること。

エ 事業全体の報告

適宜、定例会を実施し、事業全体の進捗を報告すること。

また、11 月～12 月頃を目途に、事業全体の中間報告書を提出すること。その際、事業を通じて得られた考察、情報発信の数値状況・要因分析等の知見及び次回実施の場合の改善提案を必ず含めること。なお、同様の内容は 7（1）イ「実施報告書」にも含めること。来訪者計測データについては、中間報告書では可能な範囲で提出とし、事業終了後に提出する実施報告書には必ず含めること。

(6) 会議開催関連業務

各地方自治体等との会議（各地方年 2 回開催予定）に際し、本事業に関する事業内容や経過報告等の資料作成を地方ごとに行うこと。また、TCVB の求めに応じ、春頃と冬頃に開催される会議に同席し（地方別開催。各回 1 時間程度想定）、参加者からの質問等に回答すること。

※開催日及び資料詳細については、別途 TCVB より連絡する。

※状況に応じて、開催方法や回数が変更となる場合がある。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 完了報告と実施報告書及び成果物の提出について

ア 委託完了届

TCVB 所定の「委託完了届」を提出すること。（別紙 5）

イ 実施報告書及び成果物

- ・事業全体の報告書データ

A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データを納品すること。

- ・制作したクリエイティブデータ及び二次使用について整理したリスト（データ）
- ・掲出された記事広告等全てのクリッピングデータ及び紙媒体

・連携先自治体との会議資料（各地方年2回想定）

(2) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、連携先の自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、上記「8 第三者委託の禁止」の記載に則って、TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

上記 8 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」(※1)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(※2)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

※1：https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

※2：https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(※3)及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※3：https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

※4：https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (2) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。
- (3) 天変地異、政治・社会情勢の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合、契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途その内容に則って代金を支払う。
- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

公益財団法人東京観光財団 観光事業部 観光事業課
